

株主の皆様へ

第151回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- 事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

- 連結計算書類
連結注記表

- 計算書類
個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

2013年6月3日

株式会社 **ADEKA**

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

① 経営理念

「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」
「世界とともに生きる」

② ADEKAグループ行動憲章

- i) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動
- ii) 安全で高品質な商品・サービスの提供
- iii) 環境の保全
- iv) 社会からの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動
- v) 適切かつ公正な情報開示
- vi) 働きやすい職場環境
- vii) 反社会的勢力の排除
- viii) 健全で持続的な発展と社会への還元

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会を設置、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

② グループ・コンプライアンス規程

グループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓蒙活動、内部通報制度の運用等を推進する。

③ 倫理綱領・マニュアル

「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し法令遵守を徹底する。

- ④ コンプライアンス教育・研修
階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。
 - ⑤ モニタリングと業務監査
 - i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査
 - ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携
 - iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査役への報告
 - ⑥ 内部通報制度
コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口によるコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。
 - ⑦ 内部統制システム推進組織
内部統制推進委員会（本部長）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。
 - ⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断
反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続きを行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。
- ① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存
 - ② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- ① 危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備
危機管理委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。
危機管理マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。
 - ② 緊急対策本部の設置
有事で特に緊急度・重要度の高いケースは、危機管理マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。
 - ③ リスク管理の監査
業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度
執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。
 - ② 経営会議
取締役会決議事項の事前審議または経営執行上の重要事項につき、審議迅速化、情報共有化を図る目的で、経営会議を設置し、取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要案件を合議で決定する。
 - ③ 役員の任期
取締役と執行役員の経営責任を明確化し効率化を促す目的で、任期を1年とする。
 - ④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化
社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。
 - ⑤ 予算管理制度
期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 倫理綱領、コンプライアンス規程等のグループでの共有
グループ共通の行動憲章・規程を定め、グループ一体となった体制を取る。
 - ② グループ・コンプライアンス協議会
グループ・コンプライアンス協議会及び協議会メンバーを対象としたコンプライアンス研修会を定期的開催し、意識と情報の共有化を図る。
 - ③ グループ会社の監督と監査
必要に応じグループ会社に役員を派遣し、業務の監督を行う。また、グループ会社は、当社業務監査室の定期的な内部監査を受け入れ、その報告を受ける。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人
監査役職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えたうえで、補助使用人を置くものとする。
- (8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効性を確保するための体制
- ① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。
 - ② 監査役の特権
監査役は業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。
 - ③ コンプライアンス推進委員会からの報告
コンプライアンス推進委員会は、活動状況を随時、監査役に報告する。

2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きが顕在化しつつあります。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配

慮した経営活動により、当社は、社会から信頼され、真に必要とされる企業を目指しております。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっております。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指しています。

2012年度よりスタートした3カ年の中期経営計画「STEP 3000」に基づき、本中期経営計画期間中を「確固たる手段を打つ飛躍の時期」と位置付け、事業領域の拡大と強化のため、以下の諸施策を推進してまいります。

① 海外

- ・グローバルでの生産・販売・調達・開発などの仕組みをより一層強化し、世界各地に展開する海外拠点（12カ国22社）それぞれの競争力を高めます。
- ・特に、伸長著しいアジア市場に対しては、マーケティング機能の強化と現地ニーズに合致した製品の開発に取り組んでいきます。
- ・コア事業の拡大を目指し、樹脂添加剤、食品を中心に需要拡大の見込める地域への進出など、新たな拠点構築に取り組んでいきます。

② 技術

- ・基盤・コア技術の深耕により、さらなる研究開発力の強化・充実を図り、世界で通用する新製品の開発を推進していきます。特に、新規事業創出において注力する分野を「ライフサイエンス」と「環境・エネルギー」とし業容の拡大を図っていきます。

③ 価値創造

- ・技術力のみならずマーケティング力のさらなる強化を図り、より一層のソリューション提供に努め、より良い社会の実現に貢献していきます。

④ 投資

- ・国内外の設備投資やM&Aなど、コア事業・成長事業の業容及び領域の拡大や新規事業の創出を目的とした積極的投資を実行します。
- ・2014年度までの投資総額は約600億円を計画しています。

⑤ 人財

- ・最大の経営資源である人財を強化・育成することを最重要課題と捉え、グローバル人財、高度な専門性を持った人財の育成と拡充を図り、ビジョン実現に向けた組織・人財戦略を推進していきます。

また、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの推進、震災・災害を踏まえたリスクマネジメント体制の再構築・強化、環境保全・品質安全の徹底などを通して、企業の社会的責任を果たしていくとともにステークホルダーの皆様の期待に応え、本業を通じた社会貢献を基本としたCSR経営に取り組んでまいります。

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離を図っております。職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期は1年としております。当社は、月1回の定時取締役会と、随時開催される臨時取締役会、及び、月に数回行われる経営会議による機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。経営会議は、常勤取締役と当該議題に直接関与する執行役員で構成し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議の迅速化を図ってまいります。

役員構成は、取締役については、近年スリム化を進めた結果、現在は、2010年6月の定時株主総会で新たに選任した社外取締役1名を含め10名となっており、監査役については、5名の監査役のうち3名を社外監査役としております。

さらに、当社は、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、独立的な立場で経営のチェックを行う機関として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入に関して2007年5月24日開催の当社取締役会で決議を行い、同年6月22日開催の当社定時株主総会でご承認をいただいておりますが、2010年5月24日開催の当社取締役会において、同プランに所要の変更を行った上で、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決議し（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）、同年6月22日開催の当社定時株主総会にてご承認をいただいております。

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為への対応、本プランの適正な運用を担保するための手続等を定めたものであり、概要は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者が事前に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提供すること

- ② 大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ、当該大規模買付行為を開始できること
- ③ 大規模買付者がルールを遵守しない場合や、ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうような一定の場合には、対抗措置を講ずることがあること
- ④ 対抗措置発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し、取締役会の判断及び決定にあたり、独立委員会の意見を最大限尊重すること

なお、本プランの有効期間は、2013年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。本プランの詳細については、2010年5月24日付でプレスリリースを公表しておりますので、詳細はそちらをご覧ください (<http://www.adeka.co.jp/news/2010/pdf/100524.pdf>)。

- (4) 上記(2)及び(3)記載の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断した理由

上記(2)記載の当社の経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化策等は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

また、上記(3)記載の本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、合理的な内容となっております。

- ① 企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

② 事前開示と株主意思の重視

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために本プランを事前開示するとともに、本プランにつき、2010年6月22日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただいております。買収防衛策の導入につき株主の皆様のご意思を反映させていただいております。また、本プランの有効期間満了前でも、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様のご意思に係らしめられています。なお、本プランの廃止が決議された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、適時適切に開示します。

③ 独立委員会の設置と、外部専門家の意見の取得による客観性・合理性の担保

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

また対抗措置の発動に際し、必要に応じて取締役会は、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。

これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

上記のとおり、本プランの導入は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値、株主共同の利益に合致し、また、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.、ADEKA Europe GmbH、艾迪科(上海)貿易有限公司

なお、当連結会計年度より、新規設立しましたAM STABILIZERS CORPORATIONを新規に連結範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター、ADEKA USA CORP.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

日本農薬(株)、(株)コープクリーン

なお、当連結会計年度において、鹿島ケミカル株式会社の株式を全株譲渡したことに伴い、持分法の適用から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、ADEKA USA CORP.、関東珪曹硝子(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社14社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

< その他有価証券 >

時価のあるもの …………… 株式については、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品 …………… 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置 …………… 定額法

上記以外の有形固定資産 …………… 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 3～60年

機械装置及び運搬具 …………… 3～17年

その他有形固定資産 …………… 3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

ソフトウェア（自社利用） …………… 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他無形固定資産 …………… 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	45百万円
土地	189 //
合計	234 //

(2) 担保に係る債務

1年内長期借入金	44 //
長期借入金	312 //
合計	357 //

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 137,615百万円

3. 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。

手形債権流動化取引による買戻し義務 348百万円

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 …… 「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 4,883$ 百万円

[連結損益計算書に関する注記]

合弁撤退関連損失

鹿島コンビナートにおける合弁会社からの撤退に伴う損失であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数				
普通株式	103,651,442	—	—	103,651,442
合計	103,651,442	—	—	103,651,442
自己株式数				
普通株式(注)	362,884	419	—	363,303
合計	362,884	419	—	363,303

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加及び持分法適用会社の持分変動によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,138	11	2012年3月31日	2012年6月25日
2012年11月1日 取締役会	普通株式	1,138	11	2012年9月30日	2012年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,138	利益剰余金	11	2013年3月31日	2013年6月24日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金・債券等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金については、固定金利による借入を実施することにより、金利変動リスクを回避することとしておりますが、一部の変動金利を採用した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	28,311	28,311	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,839	39,839	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,984	16,984	—
子会社株式及び関連会社株式	9,683	10,225	541
(4) 支払手形及び買掛金	32,535	32,535	—
(5) 短期借入金	13,476	13,476	—
(6) 長期借入金	13,801	14,012	210
(7) デリバティブ取引（*）	10	10	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は合理的に算定された価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっており、金利スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	4,991

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,288円44銭
2. 1株当たり当期純利益 73円74銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの …………… 株式については、事業年度末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
- 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・仕掛品 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 原料・貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 建物（建物附属設備を除く）及び機械装置 …………… 定額法
- 上記以外の有形固定資産 …………… 定率法
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械装置	3～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア（自社利用） …………… 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
- その他の無形固定資産 …………… 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	118,672百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	1,995百万円
子会社の手形債権流動化取引に伴う債務保証	70 〃
(2) 売上債権の流動化	
売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。	
手形債権流動化取引による買戻し義務	277百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	8,376百万円
長期金銭債権	2,830 〃
短期金銭債務	6,141 〃
4. 土地再評価法の適用	
「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法 …… 「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,883百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

売上高	32,195百万円
仕入高	23,791 "
営業取引以外の取引高	1,005 "

2. 合併撤退関連損失

鹿島コンビナートにおける合併会社からの撤退に伴う損失であります。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	172,158	335	—	172,493
合計	172,158	335	—	172,493

(注) 自己株式の増加数の内訳
 単元未満株式の買取による増加

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,938百万円
関係会社株式評価損の否認	755 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	573 "
賞与引当金	557 "
たな卸資産評価損否認	263 "
株式評価損否認	234 "
未払事業税	143 "
固定資産減損損失の否認	137 "
その他	488 "
繰延税金資産小計	6,088 "
評価性引当額	△1,752 "
繰延税金資産合計	4,336 "
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	94 "
その他有価証券評価差額金	887 "
その他	4 "
繰延税金負債合計	985 "
繰延税金資産の純額	3,350 "
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	4,021 "

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

工具、器具及び備品	
(百万円)	
取得価額相当額	172
減価償却累計額相当額	169
期末残高相当額	3

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」によって算出しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2百万円
1年超	0 〃
合計	3 〃

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」によって算出しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
子会社	ADEKAケミカルサプライ(株)	所有 直接 94.43 間接 3.72	当社製品を販売	化学品製品を販売(注1)	7,811	売掛金	2,243
	ADEKA総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入(注2)	7,135	未払金 買掛金 未払費用	2,214 206 38

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,103円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円88銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

以 上